

(3)国公私共通

大学教育再生戦略推進費事業について、全学又は学部単位の収容定員に対する学生数の割合が一定値以上の場合は、申請資格を有しない。

区分	大学				短期大学	高等専門学校
大学規模 (収容定員)	4,000人以上			4,000人未満		
学部規模※2 (入学定員)	300人以上	100人以上 300人未満	100人未満			
令和6年度 収容定員充足率	1.05未満	1.10未満	1.15未満※	1.15未満	1.15未満	1.15未満

※1大学規模(収容定員)が8,000人以上の場合は「1.15倍未満」を「1.10倍未満」と読み替える。
※2全学の収容定員充足率においては、「学部規模(入学定員)」は「学部規模(設置する学部の平均入学定員)」と読み替える。

【根拠】大学教育再生戦略推進費公募要領

Ⅱ. 定員未充足の取扱い

1. 大学設置審査等に関する取扱い

(1)大学設置審査

認可申請を行う大学の既設学部(学部の学科ごとに修業年限が異なる場合は学科)又は短期大学若しくは高等専門学校の既設学科(学科の専攻課程ごとに修業年限が異なる場合は専攻課程)の収容定員に対する学生数の割合が5割を上回らない場合は不認可(令和7年度学部等設置から適用)。

【根拠】大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準(平成15年文部科学省告示第45号)第1条第1項第4号

(2)寄附行為(変更)認可審査

申請する学校法人が設置する全ての既設大学等の学部単位(学部の学科ごとに修業年限が異なる場合及び短期大学・高等専門学校の場合は学科単位)の収容定員に対する学生数の割合が5割を上回らない場合は不認可(令和8年度大学等設置から適用)。

【根拠】学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準(平成19年文部科学省告示第41号)第2の5(2)関係

大学の設置等の際に、学生納付金の単価や学生数が、学生確保の見通しの観点(育成しようとする人材の長期的な需要の動向、競合校の分析、既設大学等の充足状況、学生募集に関する取組等)から合理的に算定されているかを審査し、経常経費の資金計画の財源となる学生納付金収入が確実に収納される見込みがあると判断できない場合は不認可(令和7年度大学等設置から適用)。

【根拠】学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準(平成19年文部科学省告示第41号)第1の3(5)関係

2. 基盤的経費等に関する取扱い

(1)国立大学

学部、研究科ごとに収容定員充足率が90%未満(小規模学部(収容定員400人以下)、小規模研究科(収容定員30人以下)は80%未満)の場合、未充足の学生数分の受入に要する経費措置分を中期目標期間終了時に国庫納付する。

【根拠】「剰余金の翌事業年度への繰り越しに係る文部科学大臣の承認等について」の一部改正について(令和4年3月23日付高等教育局長通知)

(2)私立大学(高等専門学校を含む)

a)私立大学等経常費補助金

収容定員充足率(学部等ごとに算定)の割合に応じて、私立大学等経常費補助金が減額・不交付となる。なお、大学院部分や通信制課程については、基礎となる学部の収容定員充足率に応じて配分する。

※大学院大学・通信制大学は、当該研究科・学部の収容定員充足率に応じて配分。

充足率	99～98%	97～95%	94～90%	89%	88%	...	56%	55～51%	50%以下
増減率	+6%	+3%	±0%	▲13%	▲14%	...	▲48%	▲50%	不交付

【根拠】私立学校振興助成法(昭和50年法律第61号)第5条第3号、第6条
私立大学等経常費補助金交付要綱等

※医歯学部については、別途設定。

b)高等教育の修学支援新制度

以下のいずれにも該当する場合には対象機関としないよう機関要件を設定しており、その一つに収容定員充足率に関するものである。

- ① 直前3年度全ての収支計算書の「経常収支差額」がマイナス
- ② 直前年度の貸借対照表の「運用資産－外部負債」がマイナス
- ③ 直近3年度全ての在籍学生数が収容定員の8割未満

令和6年度から、③直近3年度全ての在籍学生数が収容定員の8割未満(専門学校の場合は5割未満)に該当する場合は、①、②に該当しない場合であっても、対象機関としないこととするよう機関要件を厳格化する予定。ただし、専門学校については地域の経済社会にとって重要な専門人材の育成に貢献していると都道府県知事等が認める場合に、確認取消しを猶予するとしており、大学・短大・高専においても同様の考え方にに基づき、定員割れがあったとしても質の高い教育を行う大学等が対象校となるよう、直近の収容定員充足率が5割未満に該当しない場合であって、直近の進学・就職率が9割を超える場合は、確認取消しを猶予することとしている。

【根拠】大学等における修学の支援に関する法律施行規則(令和元年文部科学省令第6号)第3条第2号ハ

(3)国公私共通

a)大学教育再生戦略推進費

直近の修業年限期間中、連続して以下の一定の基準を満たしていない場合は、申請資格を有しない。また、全学の収容定員充足率(設置する学部の在籍者数の和/設置する学部の収容定員の和)が、5割を上回らない場合は、申請資格を有しない。

区分	学士課程(全学部)	短期大学(全学科)	高等専門学校(全学科)
収容定員充足率	70%未満	70%未満	70%未満

【根拠】大学教育再生戦略推進費公募要領

b)大学・高専機能強化支援事業(支援1) ※国立大学及び短大・高専は対象外

大学の総収容定員充足率が計画の対象となる学部等の設置等に係る設置認可申請又は届出までに80%を満たさない場合は、申請要件を満たさない。

【根拠】大学・高専機能強化支援事業公募要領(支援1)

大学研究力強化に向けた施策の全体像について



国際卓越研究大学制度

地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ

拠点支援

魅力ある研究拠点や産学官共創拠点の形成により、大学の強みを構築
(WPIや共創の場形成支援等の拠点形成事業や、自治体・各府省施策など)

組織・分野を超えた連携の強化・拡大

組織・分野の枠を超えた共同利用・共同研究機能により、全国の大学に点在する研究者を支援
(大学共同利用機関や共同利用・共同研究拠点など)

研究者個人/チームへの支援

※大学ファンドの運用益の一部は博士課程学生への支援にも活用されている。

研究者個人やチームによるプロジェクト活動(科研費や創発的研究支援事業など)
優秀な博士課程学生の輩出や、地域/グローバル人材の育成
(特別研究員制度、大学フェロシップ創設事業、次世代研究者挑戦的研究プログラム、リカレント教育推進事業など)

基盤的支援

日常的な教育研究活動・大学の運営
(国立大学法人運営費交付金や私立大学等経常費補助金など)

科学研究費助成事業（科研費）

令和7年度予算額 2,379億円
（前年度予算額 2,377億円）

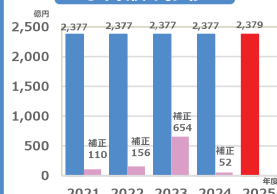
令和6年度補正予算額 52億円



事業概要

- 人文・社会科学から自然科学まで全ての分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる「学術研究」（研究者の自由な発想に基づく研究）を格段に発展させることを目的とする競争的研究費
- 大学等の研究者に対して広く公募の上、複数の研究者（8,000人以上）が応募課題を審査するピア・レビューにより、厳正に審査を行い、豊かな社会発展の基盤となる独創的・先駆的な研究に対して研究費を助成
- 科研費の配分実績（令和6年度）：
応募約9.4万件に対し、新規採択は約2.6万件（継続課題と合わせて年間約8万件的助成）

予算額の推移



主な制度改善

- [H23] 基金化の導入（基盤研究（C）、若手研究（B）等）
- [H27] 国際共同研究加速基金の創設
- [H30] 審査区分の大括り化、審査方法を刷新
- [R03] 国際先導研究の創設
- [R05] 基盤研究（B）の基金化
- [R06] 国際性の評価の導入

令和6年度補正予算及び令和7年度予算の骨子

我が国の研究力の相対的な低下傾向が課題となる中、**科研費の審査に「国際性」の評価を導入した上で国際競争力を有する研究や若手研究者への支援を質的・量的に充実**させることにより、我が国の研究力・国際性の抜本的な向上を図る。

1. 学術研究における国際性の強化 －「国際性」評価による重点配分の導入－

- 科研費の中核的な種目であり、毎年約6万件的応募がある「基盤研究（A・B・C）」において、国際性の評価が高い研究課題に対して応募額を尊重した研究費の配分を行う。

2. 若手研究者支援の強化 －「国際・若手支援強化枠」の創設－

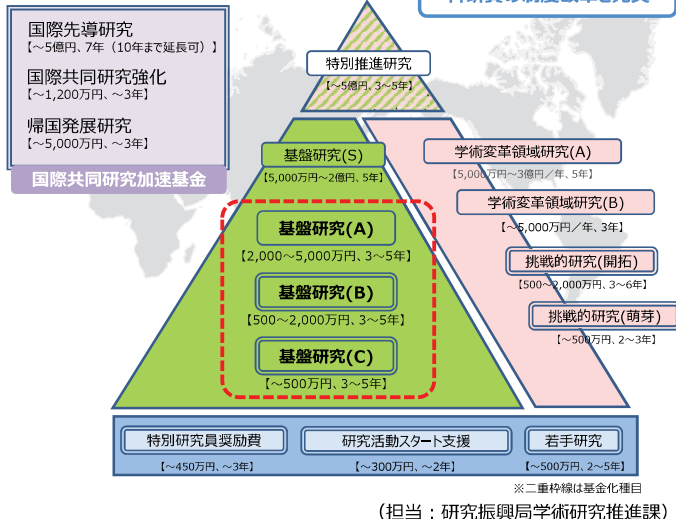
【令和6年度補正予算】

- 若手研究者からの応募が多い「基盤研究（B・C）」において、「国際・若手支援強化枠」を創設し、国際性の高い研究に取り組む若手研究者の研究機会を拡大する。

○ 経済財政運営と改革の基本方針2024（令和6年6月21日閣議決定）

・研究の質や生産性向上による基礎研究力の抜本的な強化に向け、科学技術政策全般のEBPMの強化を図りつつ、大学の教育・研究・ガバナンスの一体改革を推進する。また、運営費交付金や私学助成等の基盤的経費を十分に確保するとともに、科研費の制度改革を始めとする研究資金の不断の見直しと充実を図る。

科研費の制度改革と充実



日ASEAN科学技術・イノベーション協働連携

令和5年度補正予算額 146億円
※本事業はJSTの先端国際共同研究推進基金に計上。



現状・課題

- **我が国とASEANは友好協力50周年**を迎え、次の50年に向け、真の友人として「心と心の触れあう」相互信頼関係をさらに強化する、またとない機会。
- 近年、**ASEAN諸国の成長は目覚ましく**、また、**地政学的な重要度**も上昇。**日ASEAN間の関係強化**がより一層重要に。
- これまで、科学技術分野では、**長年にわたり共同研究や人材交流を中心に積み上げてきた実績**が存在。これらを礎にしつつ、重層的な協力関係をさらに強化し、**新たなイノベーションを共創していく関係へと発展**させる。

事業内容

- ASEAN諸国とは、これまで**長年にわたり国際共同研究や研究人材交流**を行ってきたところ。
- **これまでの取組を基盤**としつつ、国際共同研究、人材交流・育成など、幅広い取り組みを通じ、**持続可能な研究協力関係をさらに強化**。

【事業スキーム】

- ◆ ASEAN諸国の科学技術力等を踏まえつつ、相手国ニーズに応じた柔軟かつ重層的な取り組みを基金により支援。
- ◆ 具体的には、以下の取り組みを想定。
 - ✓ **国際共同研究**：共通重点分野での共同研究、共通社会課題の解決や研究成果の社会実装に向けた取り組み
 - ✓ **人材交流・育成**：高校生を含む若手人材の交流・育成
 - ✓ **拠点**：既存拠点の体制・機能強化を含めた科学技術分野での協力の拠点を形成

【基本スキーム例】



事業実施期間 5年程度

事業規模 数千万～1億円/年・課題程度

支援スキーム
文科省 → 補助金 → 基金 → 委託 → 大学 国立研究開発法人等

成果・インパクト

ASEAN諸国の多様性を最大限活かしてそれぞれの国の強みを発揮しつつ、日ASEAN 双方の強みをあわせ、双方の課題に取り組み、双方の期待に応え、**共創するパートナーとして共に成長**。

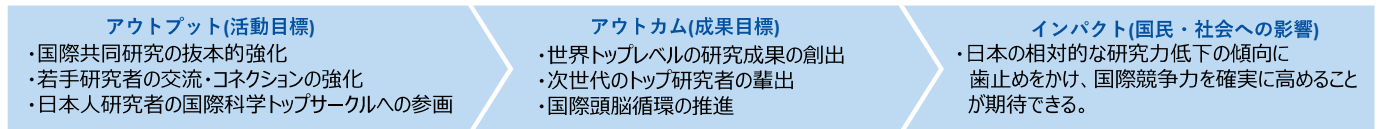
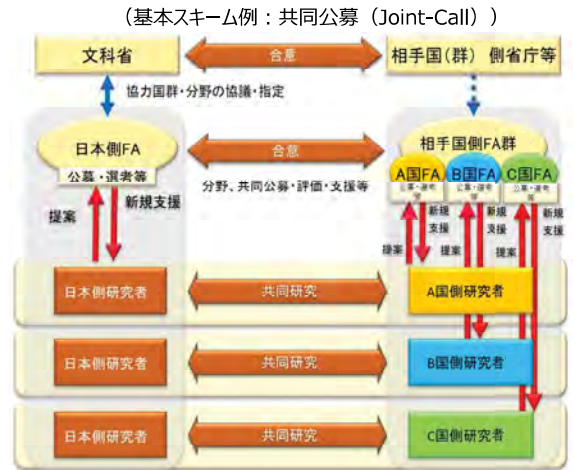
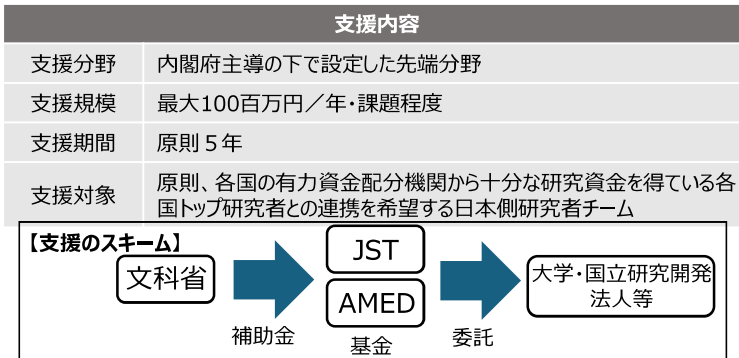
先端国際共同研究推進事業／プログラム

背景・課題

- 我が国は、国際共同研究の相手国として、欧米等先進国から高い期待を向けられている。近年の地政学的変化を受け、この期待はますます高まっているところ。
- 一方、国際共著論文数が諸外国と比べて相対的に低下、研究者交流の停滞など、現在、**世界の国際頭脳循環のネットワークの中に入っていない**。
- 大きな要因として、以下2点がネガティブに連動。
 - ① **既存の国際共同研究の枠組みの規模・支援期間が十分ではなく**（“too little, too late”との評価が定着）、欧米等先進国が実施する規模の国際共同研究には対応できていない。
 - ② 日本人研究者の**国際科学トップサークルからの脱落、若手人材の育成機会の損失**が生じている。

事業概要

- 高い科学技術水準を有する**欧米等先進国を対象**として、**政府主導で設定する先端分野**における研究開発成果創出を目的とする**大型国際共同研究に十分な予算**を担保。
- 両国のファンディングエージェンシーが協働しつつ、**課題単価や支援時期等を柔軟に設定**することで、**より戦略的・機動的に国際共同研究を支援できるような基金を造成**。
- 上記の国際共同研究を通じ、**国際科学トップサークルへの日本人研究者の参入を促進**するとともに、**両国の優秀な若手研究者の交流・コネクションの強化**も図ることで**国際頭脳循環を推進**し、長期的な連携ネットワークの構築に貢献。



科学技術イノベーションの創出に向けた研究開発マネジメント業務・人材に係る課題の整理と今後の在り方【ポイント】

令和6年6月 研究開発イノベーションの創出に関わるマネジメント業務・人材に係るワーキング・グループ 文部科学省

ワーキング・グループからのメッセージ

大学等には、国際的に競争力のあるアカデミアの基盤を確立し、質が高く多様な研究を推進すること、次世代を担う人材育成を行い、イノベーションの源泉となること、産学官連携やスタートアップ創出支援、地域連携などを通じて、生み出した研究成果を社会に還元していくことが求められている。

また、社会課題が複雑化し、研究により解決する方策も多様化する中、研究者が研究開発に挑戦し、国際的な競争力のある研究成果を生み出すには、大学や研究機関におけるURA等の研究開発マネジメント人材や技術職員は不可欠な存在であり、彼らの活躍なくして我が国のイノベーション創出は成し得ないものと考えられる。

このため、大学や研究機関は、組織として科学技術イノベーションの創出にむけたビジョンを明確に持ち、経営層が研究開発マネジメント人材や技術職員の重要性について理解した上で、戦略的に研究開発マネジメント体制を整え、URA等の研究開発マネジメント人材や技術職員を適正に評価・処遇し、キャリアパスを拓いていくことが重要である。

文部科学省は、大学・研究機関と継続的な対話の場を持ち、現場での研究開発マネジメントに関する課題を把握し、伴走支援していくことが重要である。

報告書の内容

<人材を確保する意義>

今後は、日本の科学技術イノベーションの創出に向けて、単に研究者の研究時間確保のためだけでなく、大学・研究機関において国際的に通用する研究を展開していけるよう、戦略的に資源配分を行い、最大の効果を上げるために、研究開発の一翼を担う重要な機能として、研究開発マネジメント人材及び技術職員を確保することが必要である。

	研究開発マネジメント人材（URAほか）	技術職員								
現状と期待	●他機関との共同・受託研究(産学連携等)が増加、外部研究資金の獲得が増加、機関内での交流・情報共有が進展するなど、研究開発力強化に貢献 ●今後は、外部研究資金の獲得、研究プロジェクトの企画・牽引に加え、組織運営に携わっていくことを期待	●教育研究環境整備、高度な技術支援を担う専門職であり、研究者とともに課題解決を担うパートナー ●今後は、研究企画力等を身につけることや、教育研究環境とそれを支える人材に関する経営戦略の策定に参加するなど活躍の場を広げていくことを期待								
課題	●人材の不足、機関内での人材育成の困難さ ●業務の拡大と人材の多様性 ●機関における研究開発マネジメント人材に係る認識不足 ●適切な評価、キャリアパス確立の困難さ ●職への高いインセンティブの不足	●機関内の状況把握の不十分さ ●適切な評価と処遇、キャリアパス確立の困難さ ●人材育成の困難さ ●他機関と情報共有する仕組みの必要性								
関係者に求められる取組	<table><tr><td>大学・研究機関</td><td>研究開発マネジメント人材・</td></tr><tr><td> ●経営層の理解増進、機関内連携の強化 ●評価、適切な雇用・処遇、人事制度の構築 ●JSTや外部団体による研修、認定等の積極的活用等 </td><td> ●研究者との協働による、優れた研究成果の創出 ●研修、OJT、認定等によりスキルアップ ●外部資金の獲得、研究の企画・牽引、組織運営への関わり </td></tr></table>	大学・研究機関	研究開発マネジメント人材・	●経営層の理解増進、機関内連携の強化 ●評価、適切な雇用・処遇、人事制度の構築 ●JSTや外部団体による研修、認定等の積極的活用等	●研究者との協働による、優れた研究成果の創出 ●研修、OJT、認定等によりスキルアップ ●外部資金の獲得、研究の企画・牽引、組織運営への関わり	<table><tr><td>大学・研究機関</td><td>技術職員</td></tr><tr><td> ●組織的なマネジメントの実施 ●評価、適切な雇用・処遇、キャリアアップしていけるポストの整備 ●学内表彰や賞与・給与への反映等 </td><td> ●研究者との協働による、優れた研究成果の創出 ●外部研修の活用等によりスキルアップ ●研究設備・機器の高度専門人材として、研究企画や人材育成等への貢献 </td></tr></table>	大学・研究機関	技術職員	●組織的なマネジメントの実施 ●評価、適切な雇用・処遇、キャリアアップしていけるポストの整備 ●学内表彰や賞与・給与への反映等	●研究者との協働による、優れた研究成果の創出 ●外部研修の活用等によりスキルアップ ●研究設備・機器の高度専門人材として、研究企画や人材育成等への貢献
	大学・研究機関	研究開発マネジメント人材・								
●経営層の理解増進、機関内連携の強化 ●評価、適切な雇用・処遇、人事制度の構築 ●JSTや外部団体による研修、認定等の積極的活用等	●研究者との協働による、優れた研究成果の創出 ●研修、OJT、認定等によりスキルアップ ●外部資金の獲得、研究の企画・牽引、組織運営への関わり									
大学・研究機関	技術職員									
●組織的なマネジメントの実施 ●評価、適切な雇用・処遇、キャリアアップしていけるポストの整備 ●学内表彰や賞与・給与への反映等	●研究者との協働による、優れた研究成果の創出 ●外部研修の活用等によりスキルアップ ●研究設備・機器の高度専門人材として、研究企画や人材育成等への貢献									
	<table><tr><td>文部科学省</td><td> ●研究開発マネジメント人材及び技術職員の評価、処遇、雇用等に関して、優良事例を盛り込んだ人事制度のガイドラインを策定 ●JSTや外部団体による研修、認定の機会について、一元的にホームページで情報提供 </td></tr></table>	文部科学省	●研究開発マネジメント人材及び技術職員の評価、処遇、雇用等に関して、優良事例を盛り込んだ人事制度のガイドラインを策定 ●JSTや外部団体による研修、認定の機会について、一元的にホームページで情報提供	●研究開発マネジメント人材のOJT研修の創設 ●科学技術分野の文部科学大臣表彰に、新たに研究開発マネジメント部門（仮）を創設 ●大学・研究機関の経営層に向けた発信						
文部科学省	●研究開発マネジメント人材及び技術職員の評価、処遇、雇用等に関して、優良事例を盛り込んだ人事制度のガイドラインを策定 ●JSTや外部団体による研修、認定の機会について、一元的にホームページで情報提供									

背景・課題 第5期科技基本計画期間中、研究組織（学科・専攻規模）単位での共用の取組は一定程度進展してきたが、以下が大きな課題。

①大学・研究機関全体での共用文化の定着

- ・教職員の一層の意識改革（脱私物化）とそれに伴うインセンティブの適正化（共用化装置・設備に係る維持管理費（人件費、消耗品費、メンテナンス費、修繕費等）の財源の確保）、共用ルールの策定・改善

②老朽化が進む共用装置の戦略的な更新

- ・既存の全ての機器を維持・管理することは、（利用料収入を充てても）もはや不可能

③技術職員の組織的な育成・確保

- ・共用化の拡大のためには、技術職員によるサポート・維持管理が必要だが、人材が不足

④教員の負担軽減

- ・学内外の利用増に伴い、機器を管理する若手教員の負担が増加

- ✓ 研究機関全体の機器更新・維持管理の戦略立案と財源確保が必要（新共用実施者アンケート）
- ✓ 異動後も変わらず研究できるよう、コアファシリティ、共用施設の充実が大事（CSTI木曜会合）
- ✓ 技術職員のキャリアが見えず、適切な評価が必要。技術力向上の機会がない（技術職員有志の会）

【科学技術の状況に係る総合的意識調査（NISTEP定点調査2020）報告書】

「組織内で研究設備等を共用するための仕組み」

5.1（'16）⇒ 4.8（'20）

「創造的・先端的な研究開発・人材育成を行うための施設・設備環境」
4.8（'16）⇒ 4.2【不十分】（'20）

＜評価を下げた理由の例＞

- ・研究施設・機器の老朽化が進んでいる。[多数の記述]
- ・研究機器等の維持管理・メンテナンスが困難
- ・研究者個人の努力で研究施設・設備を維持
- ・技術職員の確保に苦慮しており、継続的な活動が困難

【科学技術・イノベーション基本計画】（令和3年3月）

- ・2021年度までに、国が研究設備・機器の共用化のためのガイドライン等を策定する。2022年度から、大学等が、研究設備・機器の組織内外への共用方針を策定・公表する。
- ・組織的な研究設備の導入・更新・活用の仕組み（コアファシリティの強化）を確立する。

- ✓ これらの状況を打破し、大学全体として、研究設備・機器等を戦略的に導入・更新・共用する仕組みを強化
- ✓ 「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」（2020年1月23日CSTI本会議）に掲げられた達成目標である「大学・研究機関等における研究設備の共用体制を確立（2025年度）」の実現を目指す

実施体制・要件

【実施要件】

- ・経営に関与する者（例えば理事クラス）をトップとし、財務・人事等部门と連携した実態の伴った統括部局を設置
- ・学内の共用設備群をネットワーク化し、統一的な共用ルール・システムを整備
- ・統括部局において、外部機関からの共用機器の利用等の窓口機能を設置
- ・維持・強化すべき研究基盤を特定し、全学的な研究設備・機器の整備運営方針を策定
- ・整備運営方針を踏まえて、多様な財源により、共用研究設備・機器を戦略的に更新運営
- ・技術職員やマネジメント人材のキャリア形成、スキルアップに係る取組を実施（学内に分散された技術職員の集約及び組織化、分野や組織を越えた交流機会の提供等）

事業スキーム

支援対象機関：大学・研究機関

事業期間：原則5年

事業規模：最大50百万円/年・10機関（令和3年度採択）
最大60百万円/年・5機関（令和2年度採択）

（予算による主な支援内容）

- ・研究設備等の再配置・再生・廃棄等、共通管理システムの構築
- ・専門スタッフ（技術職員、事務職員、URA、RA等）の配置
- ・専門スタッフの育成（研修等の実施）、利用者の育成

研究設備・機器の共用推進に向けたガイドライン 概要

～すべての研究者がいつでもアクセスできる共用システムの構築を目指して～

- 我が国の研究力強化のためには「人材」「資金」「環境」の三位一体改革が重要。研究設備・機器の「共用」の推進は、「環境」に係る重要施策として位置
- 各機関による幅広い共用の推進は、研究者に、より自由な研究環境を提供。各経営戦略に基づく研究設備・機器の共用を含めた計画的なマネジメントが重要
- 研究・事務等の現場による共用の推進及び経営層による共用を通じた経営戦略の実現を図るため、各機関の参照手引きとして、国がガイドラインを策定

共用システムを推進する背景

- 現状**
 - 一部の機関では設備・機器の共用の取組が進む一方、研究者が必ずしも必要な研究設備・機器にアクセスできていない
 - 予算減少により設備・機器の新規購入や更新が困難など、研究環境を取り巻く状況は依然深刻
- 方向**
 - 各機関が、研究設備・機器について、経営資源として果たす機能を再認識の上、共用をはじめとした新しい整備・運用計画の策定によって、経営戦略と明確に結びつけ、資源再配分・多様化を含めた研究マネジメントの最適化を実現し、研究力を強化

- 第6期科学技術・イノベーション基本計画
 - ・2021年度までに、国が研究設備・機器の共用化のためのガイドライン等を策定する。なお、汎用性があり、一定規模以上の研究設備・機器については原則共用とする。
 - ・また、2022年度から、大学等が、研究設備・機器の組織内外への共用方針を策定・公表する。
- 統合イノベーション戦略2022
 - ・「研究設備・機器の共用推進に向けたガイドライン」を周知し、大学等における研究設備・機器の組織内外への共用方針の策定・公表を促進することで、2025年度までに共用体制を確立する。

- 共用システムを導入する意義とメリット**
 - ・各機関は、共用に取り組むことを契機として、設備・機器に係る所要経費も含めた管理の実態を把握し、財務状況と経営戦略に結びつけた継続的な設備整備・運用が可能。（「戦略的設備整備・運用計画」の策定）
- 外部連携の発展（共同研究、産学・地域連携）**
 - ・多様なプロフェッショナルの協働による設備・機器の共用は、研究者コミュニティや産業界・地域との連携及び人材交流の基盤を形成することにより、各機関の新たな価値創出を促し、研究力の強化と経営力の底上げに寄与。（「チーム共用」の推進。）
- 効率的な管理・運用（時間・技術・資金のメリット）**
 - ・設備・機器とそれを支える人材が、各機関における経営戦略基盤の一角として、一体的にマネジメントされることにより、研究者の研究時間確保や技術職員の技能向上・継承、設備・機器の継続的・効率的な整備・運用、並びに保有施設スペースの有効活用等に寄与。

共用システムの構成にあたってのポイント（戦略的経営実現のための共用マインドセット改革、研究設備・機器を最大限活用・促進する共用システム改革、設備整備運用改革）

基本的な考え方

経営戦略における明確化

- 研究設備・機器を重要な経営資源の一つと捉え、研究設備・機器とそれを支える人材の活用を、機関の経営戦略に明確に位置づけることが重要。

「チーム共用」の推進

- 役員、研究者、技術職員、事務職員、URA等の多様なプロフェッショナルが連携し、機関としての研究設備・機器の共用推進への協働が重要（チーム共用）。

「戦略的設備整備・運用計画」の策定

- 研究設備・機器に関連する多様な状況を把握・分析し、機関の経営戦略を踏まえた中長期的な「戦略的設備整備・運用計画」を策定することが重要。

共用システムの構成・運営体制

共用の経営戦略への位置づけ

- 各機関の経営戦略に、①設備・機器が重要な経営資源であること、②設備・機器の活用方針として共用が重要であること、③設備・機器の共用システムの構築・推進を図ることを、位置づけることが重要

「統括部局」の確立

- 共用の推進を行う「統括部局」を、機関経営への参画を明確にし、明示的に位置づけることが重要。
- 共用を含め、機関全体の研究設備・機器マネジメントを担う組織として、設備・機器の整備・運用、それらに関わる仕組みやルールの策定、技術職員の組織化等を進めていくことが有効。

共用システムの実装に関連する事項

財務の観点

- 利用料金は、研究設備・機器の整備・運用をより継続的に維持・発展させていく上で重要な要素の一つと捉えることが重要
- 機関の経営戦略を踏まえて、個別の研究設備・機器や利用者のカテゴリに応じた利用料金設定を検討することが有効
- 利用料金設定にあたり、設備・機器の多様な財源による戦略的な整備の観点から、財務担当部署が積極的に関与することが重要。

人材の観点

- 技術職員は、高度で専門的な知識・技術を有しており、研究者とともに課題解決を担うパートナーとして重要な人材。
- 研究設備・機器の整備・運用にあたって技術職員が持つ能力や専門性を最大限に活用し、機関の経営戦略の策定にも参画するなど、活躍の場を広げていくことが望まれる。その際、貢献を可視化する取組も重要。

共用の範囲・共用化のプロセス

- ・戦略的な整備・運用には機関全体での共用システム整備が重要。
- ・経営戦略を踏まえて、統括部局主導のもと、研究設備・機器の主たる利用の範囲を設定しつつ、利用範囲の拡大や、システム共通化について検討することが重要。
- ・その際、経営層や財務・人事等部门も巻き込むことが有効。

共用の対象とする設備・機器の選定

- ・公的な財源による設備・機器の整備の場合、統括部局によるガバナンスの下、経営戦略に基づく共用化の検討・判断を行うことが望まれる
- ① 基盤的経費：共用化の検討を行うことが原則。
- ② 競争的研究費：プロジェクト期間中でも共用が可能なことを認識し、当該プロジェクトの推進に支障のない範囲で一層の共用化を。

具体的な運用方法

- ① 設備・機器の提供に関するインセンティブ設計
- ② 各機関の戦略に基づく運用を担保する内部規定の整備
- ③ 使用できる設備・機器の情報の機関内外への見える化
- ④ 利用窓口の一元化・見える化、予約管理システムの活用
- ⑤ 不要となった設備・機器のリユース・リサイクル

- 研究設備等はあらゆる科学技術イノベーション活動の原動力となるインフラ。多くの分野で、計測・分析等の基盤技術の進歩は、最先端の研究開発の進展と表裏一体。
- イノベーション創出と国際競争力確保に向けて、産学官が有機的に連携し、現在構築されつつある共用システムを発展させ、先端研究設備等の整備、利活用（成果・研究ニーズの創出）、高度化・開発が循環し、研究開発と先端研究設備等の高度化・開発が両輪として進むことが重要。



大学共同利用機関法人について

大学共同利用機関法人とは

- 我が国の学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図るため、**大学共同利用機関を設置して大学の共同利用に供する法人**とされている。（国立大学法人法第1条）
 - 大学共同利用機関法人4法人**のもと、**17の大学共同利用機関**が設置されている。
- 【参考：国立大学法人法】
- 第1条 この法律は、大学の教育研究に対する国民の要請にこたえとともに、我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図るため、国立大学を設置して教育研究を行う国立大学法人の組織及び運営並びに大学共同利用機関を設置して大学の共同利用に供する大学共同利用機関法人の組織及び運営について定めることを目的とする。
 - 第2条第3項 この法律において「大学共同利用機関法人」とは、大学共同利用機関を設置することを目的として、この法律の定めるところにより設立される法人をいう。
 - 第2条第4項 この法律において「大学共同利用機関」とは、大学における学術研究の発展等に資するために設置される大学の共同利用の研究所をいう。

大学共同利用機関の特徴

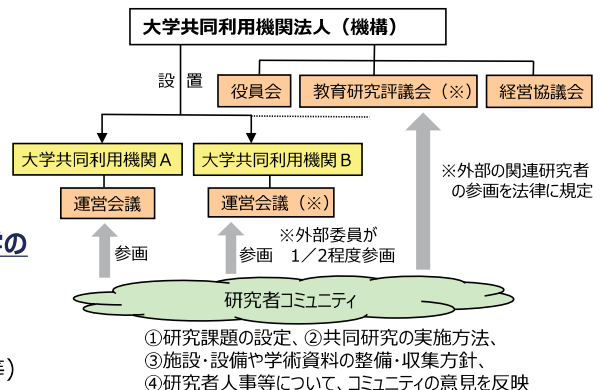
- 個々の大学に属さない大学の共同利用の研究**所（国立大学法人法により設置された、大学と等質の学術研究機関）
- 個々の大学では整備できない**大規模な施設・設備や大量のデータ・貴重な資料等を全国の大学の研究者に提供する我が国独自のシステム**
- 各分野の研究者コミュニティの強い要望により、国立大学の研究所の改組等により設置された経緯
- 平成16年の法人化で、異なる研究者コミュニティに支えられた複数の機関が機構を構成したことにより、新たな学問領域の創成を企図

大学共同利用機関の組織的特性

- 外部研究者が約半数を占める運営会議**が人事も含め運営全般に関与
- 常に**研究者コミュニティ全体にとって最適な研究所**であることを求められる（自発的改革がビルトインされた組織）
- 共同研究を行うに相応しい**流動的な教員組織**（例：大規模な客員教員・研究員枠、准教授までは任期制、内部昇格禁止等）

大学共同利用機関の取組内容

- 大規模な施設・設備や大量の学術データ等の**貴重な研究資源を全国の大学の研究者に無償で提供**
- 研究課題を公募**し、全国の研究者の英知を結集した共同研究を実施
- 全国の**大学に対する技術移転**（装置開発支援、実験技術研修の開催）
- 狭い専門分野に陥りがちな**研究者に交流の場を提供**（シンポジウム、研究会等）
- 当該分野のCOE**として、国際学術協定等により世界への窓口として機能
- 優れた研究環境を提供し、**大学院教育に貢献**（大学院生の研究指導を受託、総合研究大学院大学の専攻を設置）



各大学共同利用機関法人（4法人）の構成

※職員数は令和6年5月1日現在
事業規模は令和5年度決算による

人間文化研究機構

研究分野：人間の文化活動並びに人間と社会及び自然との関係に関する研究

職員数： 534名
 研究教育職員 263名
 技術職員 26名
 事務職員 245名

事業規模： 121.7億円（うち運営費交付金 114.0億円）

設置する大学共同利用機関（6機関）：

- 国立歴史民俗博物館（千葉）
- 国文学研究資料館（東京）
- 国立国語研究所（東京）
- 国際日本文化研究センター（京都）
- 総合地球環境学研究所（京都）
- 国立民族学博物館（大阪）

【主な共同利用の研究設備】

- ・高分解能マルチコレクタICP質量分析装置
- ・安定同位体比測定用質量分析装置等



【主な共同利用の研究資料・データ】

- ・統合検索システムnihuBridge（歴史学、国文学、民族学等の資料・研究成果）
- ・言語資源「コーパス」（大規模なテキスト・音声のサンプルデータベース）
- ・書籍（和漢書、古典籍、古文書等の原本・写本・マイクロフィルム等）
- ・標本資料（民族学、文化人類学、歴史学、考古学、民俗学等）
- ・映像音響資料（日本映画、伝統芸能、民族文化等）

日本語の歴史的典籍

自然科学研究機構

研究分野：天文学、物質科学、エネルギー科学、生命科学その他の自然科学に関する研究

職員数： 960名
 研究教育職員 485名
 技術職員 244名
 事務職員 231名

事業規模： 312.5億円（うち運営費交付金 242.4億円）

設置する大学共同利用機関（5機関）：

- 国立天文台（東京ほか）
- 核融合科学研究所（岐阜）
- 基礎生物学研究所（愛知）
- 生理学研究所（愛知）
- 分子科学研究所（愛知）

【主な共同利用研究設備】

- ・すばる望遠鏡（ハワイ島）
- ・アルマ望遠鏡（チリ）
- ・大型ヘリカル装置LHD
- ・UVSOR（放射光施設）



【主な共同利用の研究資料・データ】

- ・災害に備えた生物遺伝資源の保存・管理（バイオバンク・プロジェクト）
- ・天文観測アーカイブ
- ・LHD実験データベース
- ・ナショナルイリソースプロジェクトにおけるメダカ、霊長類等

すばる望遠鏡【国立天文台】



大型ヘリカル装置【核融合科学研究所】

高エネルギー加速器研究機構

研究分野：高エネルギー加速器による素粒子、原子核並びに物質の構造及び機能に関する研究並びに高エネルギー加速器の性能の向上を図るための研究

職員数： 789名
 研究教育職員 410名
 技術職員 173名
 事務職員 206名

事業規模： 298.8億円（うち運営費交付金 168.0億円）

設置する大学共同利用機関（2機関）：

- 素粒子原子核研究所（茨城）
- 物質構造科学研究所（茨城）

【主な共同利用の研究設備】

- ・Bファクトリー（スーパーKEKB + Belle II 測定器）
- ・J-PARC（大強度陽子加速器施設）
- ・PF/PF-AR（放射光科学研究施設）



SuperKEKB / Belle II 実験

【主な共同利用の研究手段】

- ・放射光、中性子、ミュオン、低速陽電子の利用研究
- ・代行測定・解析（放射光）
- ・加速器関連技術の支援（超伝導、低温他）



大強度陽子加速器（J-PARC）

情報・システム研究機構

研究分野：情報に関する科学の総合研究並びに当該研究を活用した自然科学及び社会における研究諸現象等の体系的な解明に関する研究

職員数： 694名
 研究教育職員 358名
 技術職員 104名
 事務職員 232名

事業規模： 284.7億円（うち運営費交付金 214.7億円）

設置する大学共同利用機関（4機関）：

- 国立極地研究所（東京）
- 国立情報学研究所（東京）
- 統計数理研究所（東京）
- 国立遺伝学研究所（静岡）

【主な共同利用の研究設備】

- ・低温実験施設
- ・二次イオン質量分析計
- ・スーパーコンピュータシステム（統計科学、遺伝研）
- ・SINET 6



SINET 6【国立情報学研究所】

【主な共同利用の研究資料・データ】

- ・極域関係資料（アイスコア、隕石等）
- ・日本人の国民性と国際比較調査データ
- ・モデル生物リソース（マウス、ショウジョウバエ、ヒト、イネ、大腸菌等）
- ・DDBJ（日本DNAデータバンク）



南極観測【国立極地研究所】

国公立大学を通じた「共同利用・共同研究拠点」制度について

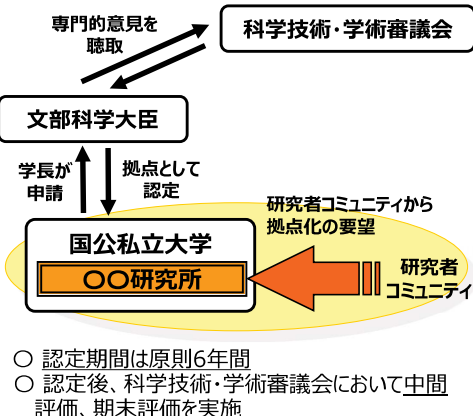
制度の趣旨等

- **個々の大学の枠を越えた共同利用・共同研究**は、従来、国立大学の全国共同利用型の附置研究所や研究センター、大学共同利用機関を中心に推進
- 我が国全体の学術研究の更なる発展のためには、個々の大学の研究推進とともに、国公立立を問わず**大学の研究ポテンシャルを活用して研究者が共同で研究を行う体制を整備**することが重要
- このため、**国公立大学を通じたシステムとして、文部科学大臣による共同利用・共同研究拠点の認定制度を創設**（平成20年7月）



我が国の学術研究の基盤強化と新たな学術研究の展開

制度の仕組み



制度の特徴

3つのタイプの拠点を認定

- ① 単独型拠点**
- ② 拠点ネットワーク**
複数拠点の研究ネットワークにより構成
- ③ 連携型拠点**
大学以外の研究施設（大学共同利用機関や国立研究開発法人の研究施設等）が「連携施設」として参画

- 国際的な拠点を別途、「国際共同利用・共同研究拠点」として認定（平成30年度～）



共同利用・共同研究拠点及び国際共同利用・共同研究拠点一覧（令和7年4月現在）

単独型(国立大学):27大学63拠点

○北海道大学
遺伝子制御研究所
人獣共通感染症国際共同研究所
スラフ・ノゾア研究所
低温科学研究所
○帯広畜産大学
原虫研究センター
○東北大学
加齢医学研究所
電気通信研究所
先端量子ビーム科学研究センター
電子光物理学研究部門
流体科学研究所
○筑波大学
計算科学研究センター
つくば機能植物イノベーション研究センター
ヒューマン・バイオ・先端研究センター
○群馬大学
生体調節研究所
○千葉大学
環境バイオ・センシング研究センター
真菌学研究所
○東京大学
空間情報科学研究センター
地震研究所
史料編纂所
素粒子物理国際研究センター
大気海洋研究所
物性研究所
○東京外国語大学
アジア・アフリカ言語文化研究所
○東京科学大学
総合研究所・難治疾患研究所
総合研究所・ナノ材料研究所

○一橋大学
経済研究所
○新潟大学
脳研究所
○金沢大学
がん進展制御研究所
環日本海域環境研究センター
○名古屋大学
低温プラズマ科学研究センター
未来材料・システム研究所
○京都大学
医生物学研究所
I・M・P・理工学研究所
経済研究所
人文科学研究
生存圏研究所
生態学研究センター
東南アジア地域研究研究所
複合原子力科学研究
防災研究所
野生動物研究センター
○大阪大学
社会経済研究所
接合科学研究所
蛋白質研究所
微生物病研究所
レーザー科学研究
○鳥取大学
国際乾燥地研究教育機構
乾燥地研究センター

○岡山大学
資源植物科学研究所
惑星物質研究所
○広島大学
放射光科学研究センター
○徳島大学
先端酵素科学研究所
○愛媛大学
沿岸環境科学研究センター
地球深部コア・イミクス研究センター
ア・ロ・イ・センター
○高知大学
海洋IT国際研究センター
○九州大学
応用力学研究所
生体防御医学研究所
ス・フ・イ・ナ・ストリ研究所

○佐賀大学
海洋イノベーション・研究所
○長崎大学
高度感染症研究センター
熱帯医学研究所
○熊本大学
発生医学研究所
○熊本大学・富山大学(共同設置)
先進軽金属材料国際研究機構
○琉球大学
熱帯生物圏研究センター

国際共同利用・共同研究拠点(国立大学):5大学8拠点

○東北大学
金属材料研究所
○東京大学
医科学研究所
宇宙線研究所
○名古屋大学
宇宙地球環境研究所
○京都大学
化学研究所
数理解析研究所
基礎物理学研究所
○大阪大学
核物理研究センター

7拠点ネットワーク:18大学27拠点、4連携施設

【学際大規模情報基盤共同利用・共同研究拠点】

○北海道大学
情報基盤センター
○東北大学
サイバー・インフォメーションセンター
○東京大学
情報基盤センター
○東京科学大学
情報基盤センター
○京都大学
学術情報・イノベーション
○大阪大学
D3センター
○九州大学
情報基盤研究開発センター

【物質・デバイス領域共同研究拠点】

○北海道大学
電子科学研究
○東北大学
多元物質科学研究
○東京科学大学
総合研究所・化学生命科学研究
○大阪大学
産業科学研究
○九州大学
先端物質化学研究所

【生体医工学共同研究拠点】

★東京科学大学
総合研究所・生体材料工学研究所
○東京科学大学
総合研究所・未来産業技術研究所
○静岡大学
電子工学研究所
○広島大学
半導体産業技術研究所

【放射線災害・医学科学研究拠点】

★広島大学
原爆放射線医学研究所
○長崎大学
原爆後遺症医療研究所
○福島県立医科大学
ぶくしま国際医療科学センター

【放射線環境動態・影響評価ネットワーク共同研究拠点】

○弘前大学
被ばく医療総合研究所
○福島大学
総合研究所・未来放射線研究所
★筑波大学
放射線・イノベーション・地球システム研究センター
<連携施設>
○福島国際研究教育機構第5分野
○環境科学技術研究所

【触媒科学計測共同研究拠点】

★北海道大学
触媒科学研究
○大阪公立大学
人工光合成研究センター
<連携施設>
○産業技術総合研究所触媒化学研究部門

【糖鎖生命科学連携ネットワーク型拠点】

★名古屋大学・岐阜大学(共同設置)
糖鎖生命科学コア研究所
○創価大学
糖鎖生命科学融合研究所
<連携施設>
○自然科学研究機構生命創成研究センター

単独型(私立大学):14大学15拠点

○自治医科大学
先端医療技術開発センター
○慶應義塾大学
バ・ネ・テ・デザイン・解析センター
○昭和大学
発達障害医療研究所
○玉川大学
脳科学研究
○東京農業大学
生物資源がらみ解析センター
○東京理科大学
総合研究所・火災科学研究
○法政大学
野上記念法政大学能楽研究所
○明治大学
先端数理科学インシテュート

○早稲田大学
各務記念材料技術研究所
坪内博士記念演劇博物館
○東京工業大学
風工学研究センター
○中部大学
中部高等学術研究所国際GISセンター
○藤田医科大学
医学研究センター
○大阪商業大学
JGSS研究センター
○関西大学
リソグラフィ戦略研究機構

単独型(公立大学):7大学11拠点

○札幌医科大学
各務記念材料技術研究所
○金澤大学
宇宙情報科学研究センター
○横浜国立大学
先端医科学研究センター
○名古屋大学
創薬基盤科学研究
不育症研究センター
○大阪公立大学
数学研究所
都市科学・防災研究センター
附属植物園
全固体電池研究所

○兵庫県立大学
自然・環境科学研究所天文科学センター
○北九州市立大学
環境技術研究所先制医療工学
研究センター／計測・分析センター

国際共同利用・共同研究拠点(私立大学):1大学1拠点

○立命館大学
ア・ト・リ・サ・センター

国立大学が 中核の拠点	拠点数 計	拠点 ネットワーク		
		単独型	国際 拠点	国際 拠点
	78	63	7	8
公私立大学が 中核の拠点	拠点数 計	拠点 ネットワーク		
		単独型	国際 拠点	国際 拠点
	27	26	0	1

研究力強化に向けた文部科学省の今後の取組の方向性

総合科学技術・イノベーション会議
基本計画専門調査会（第3回）2025.2.25 資料2より抜粋

※検討中



施策1：多様で豊富な「知」を得るエコシステムの強化

優秀な研究者の知的好奇心に基づく研究によって得られる「知」が豊富に生み出され続けるよう、**エコシステムを活性化**させる。

- 高度かつ高効率な研究環境の実現等による研究パフォーマンス最大化
- 基盤的経費や科研費等の十分な確保
- 研究大学の研究・経営システム改革の促進
- 挑戦的・融合的な研究への支援の充実



施策2：エコシステムの主役となる科学技術人材の育成・活躍促進

科学技術・イノベーションの中核的基盤たる**多様な科学技術人材の育成・確保、活躍の促進**に向けた取組を抜本的に強化する。

- 研究者や技術者、研究開発マネジメント人材等の育成や処遇改善、活躍促進（安定ポスト確保、キャリアパス整備等）
- 博士号取得者数の主要国レベルへの引き上げ、博士後期課程学生支援の見直し・充実
- 初等中等教育・高等教育段階における人材育成機能強化



施策3：我が国の研究活動の戦略的国際展開

魅力的な研究環境を確保し、グローバルな優秀な人材を惹きつけるとともに、我が国の研究者が国際的な研究ネットワークに参画できるよう、**戦略的に国際連携を強化**する。

- 主要先進国、インド・ASEAN等グローバルサウスとの共同研究・研究交流の強化
- 我が国の研究者の国際的活動への支援強化
- 戦略的な大学間連携の促進



施策4：我が国の自律性・不可欠性を確保する、経済安全保障に係る研究開発等の推進

研究セキュリティを確保し、**安心して研究に取り組める環境を構築**するとともに、AI、量子、マテリアル等の重要分野や融合領域、防災、エネルギー等の我が国のレジリエンスに直結する分野を踏まえ、**国家として重要な技術分野への研究開発投資を拡大**する。

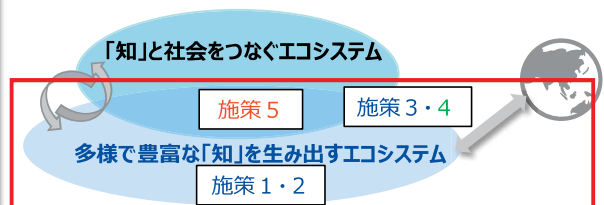
- 先端技術を「育成する」、「守る」
- 我が国全体の先端技術の研究開発等を支える国立研究開発法人（国研）を重要技術開発のハブとすべく機能強化



施策5：「知」の価値化（イノベーション・エコシステムの拡大・継承・強靱化）

社会からの幅広い投資を還流させる仕組みが必要であり、社会ニーズを踏まえて「知」を創造するとともに、得られた「知」を**価値化**する能力を大学や国研に持たせる。

- 大学等発スタートアップの創出促進及び特に課題である創出後の成長支援
- 地域におけるイノベーション創出能力の強化
- 大学・国研における「知」を価値化するためのマネジメント改革
- サイエンスをベースとした社会変革・未来創造



3. 国公私の設置者別等の取組

マーチン・トロウによる高等教育システムの発展段階論

米国の社会学者マーチン・トロウは、高等教育への進学率が15%を超えると、高等教育は「エリート段階」から「マス段階」へと移行するとし、さらに、進学率が50%を超えると「ユニバーサル段階」と呼んでいる。

※「ユニバーサル」というのは、一般的に「普遍的な」と訳されるが、マーチン・トロウによると、ユニバーサル段階（ユニバーサル・アクセス）とは、誰もが進学する「機会」が保証されている状態とされる。

マーチン・トロウによる高等教育システムの発展段階論

段階(進学率)	エリート段階(～15%)	マス段階(15～50%)	ユニバーサル段階(50%～)
高等教育の機会	少数者の特権	相対的多数者の権利	万人の義務
高等教育の目的	人間形成・社会化	知識・技能の伝達	新しい広い経験の提供
高等教育の主要機能	エリート・支配階級の精神や性格の形成	専門分化したエリート養成 ＋社会の指導者層の育成	産業社会に適応しうる全国民の育成
教育課程	高度構造化(剛構造的)	構造化＋弾力化(柔構造的)	非構造的(段階的学習方式の崩壊)
学生の進学パターン	中等教育後ストレートに大学進学、中断なく学修して学位取得。中退率低い。	中等教育後のノンストレート進学や一時的修学停止、中退率増加。	入学期の遅れ、成人・勤労学生の進学、社会人経験者の再入学の増加。
高等教育機関の特色	同質性 (共通の高い基準を持った大学と専門分化した専門学校)	多様性 (多様なレベルの水準を持つ高等教育機関。総合性教育機関の増加)	極度の多様性 (共通の一定水準の喪失、スタンダードそのものの考え方が疑問視される)
社会と大学の境界	明確な区分、閉じられた大学	相対的に希薄化、開かれた大学	境界区分の消滅、大学と社会の一体化
意思決定の主体	小規模のエリート集団	エリート集団＋利益集団＋政治集団	一般公衆
学生の選抜原理	中等教育での成績又は試験による選抜(能力主義)	能力主義＋個人の教育機会の均等化原理	万人のための教育保証＋集団としての達成水準の均等化

【参考文献】M.トロウ『高学歴社会の大学』(天野郁夫、喜多村和之訳、東京大学出版会、1976)より喜多村和之が図表化

高等教育機関別設置の意義・目的

(1) 大学・専門職大学

第八十三条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

② 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

第八十三条の二 前条の大学のうち、深く専門の学芸を教授研究し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開させることを目的とするものは、専門職大学とする。

第九十九条 大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

② 大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。

(2) 短期大学・専門職短期大学

第八十八条 大学は、第八十三条第一項の目的に代えて、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は実生活に必要な能力を育成することを主な目的とすることができる。

② 前項に規定する目的をその目的とする大学は、その修業年限を二年又は三年とする。

③ 前項の大学は、短期大学と称する。

④ 第二項の大学のうち、深く専門の学芸を教授研究し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を育成することを目的とするものは、専門職短期大学とする。

(3) 高等専門学校

第一百五十五条 高等専門学校は、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする。

② 高等専門学校は、その目的を実現するための教育を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

(4) 専修学校専門課程

第二百二十四条 第一条に掲げるもの以外の教育施設で、職業若しくは実生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として次の各号に該当する組織的な教育を行うもの(当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び我が国に居住する外国人を専ら対象とするものを除く。)は、専修学校とする。

一 修業年限が一年以上であること。

二 授業時数が文部科学大臣の定める授業時数以上であること。

三 教育を受ける者が常時四十人以上であること。

第二百二十五条 専修学校には、高等課程、専門課程又は一般課程を置く。

③ 専修学校の専門課程においては、高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれに準ずる学力があると認められた者に対して、高等学校における教育の基礎の上に、前条の教育を行うものとする。

(出典)学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)

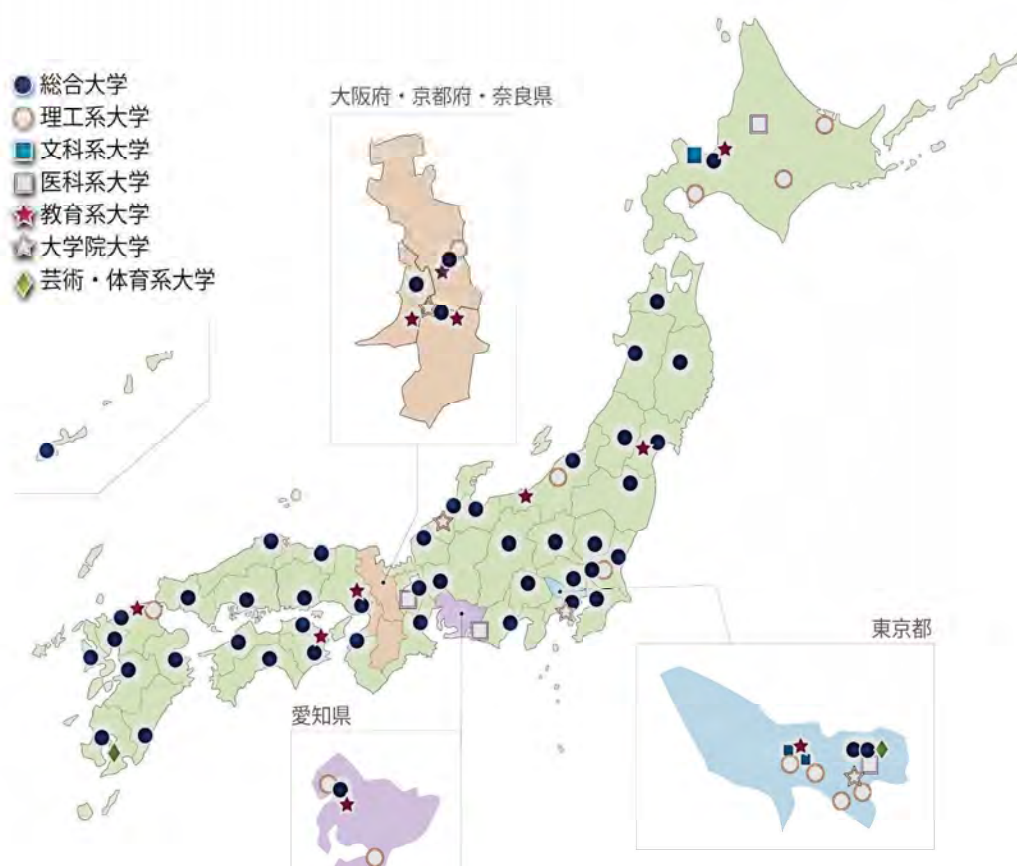
大学・短大・専門学校と専門職大学・専門職短大の比較①

	大学・短期大学	専門職大学・専門職短期大学	専門学校 (専修学校専門課程)
目的	●学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させる【学校教育法第83条】 ～短大は、深く専門の学芸を教授研究し、職業及び実生活に必要な能力を育成することを主な目的とする【学校教育法第108条】	●深く専門の学芸を教授研究し、専門性を求められる職業を担うために必要な実践的かつ応用的な能力を育成・展開させる ※ 大学・短大のうち、上記を目的とするものは、専門職大学・専門職短期大学とする【学校教育法第83条の2、第108条第4項】	●職業若しくは実生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図る【学校教育法第124条】
教育 (職業教育)の 特色	●幅広い教養の教育と学術研究の成果に基づく専門教育 ～ 職業人養成もその中で行われる → 大学教育における職業教育は、教養教育の基礎に立ち、理論的背景を持った分析的・批判的な見地からのものとして行われる点に特色	●理論と実践を架橋する教育【大学との違い】 ・実習等の重視 ※ 卒業単位の概ね1/3以上は実習等(長期の臨地実務実習を含む) 【専門学校との違い】 ・理論にも裏付けられた実践力の育成 ・特定職種の専門性に止まらない、幅広い知識等の習得 ※ 分野全般への精通、関連他分野への展開、生涯にわたる資質向上のための基礎の涵養	●社会のニーズに即応した、専門的な技能・資格等の修得につながる実践的な職業教育 ※ 豊富な実習等による即戦力の育成に強み
教員 組織	研究者教員が中心	●実務の経験等を有する教員を積極的に任用 ※専任教員数の4割以上は実務家教員(研究能力を併せ有する教員を含む) ●理論と実践を架橋する教育課程の提供に必要な研究者教員・実務家教員を適切に配置	●実務に関する知識・技術・技能等を有する教員が中心

大学・短大・専門学校と専門職大学・専門職短大の比較②

	大学・短期大学	専門職大学・専門職短期大学	専門学校 (専修学校専門課程)
修業 年限	大学； 4年 短大； 2年又は3年	大学； 4年(前期・後期の区分制も可) 短大； 2年又は3年	1年以上 ※約8割が2年制・3年制
学位	学位を授与【学士、短期大学士】	学位を授与【学士(専門職)、短期大学士(専門職)】	称号を付与【高度専門士、専門士】
質の 保証	●学位授与機関としての国際通用性を確保する設置基準(学問重視) ●国による設置認可 ●大学等による自己点検評価、教育研究活動等の状況に関する情報公表 ●認証評価機関による第三者評価(機関別評価)	●学位授与機関としての国際通用性を確保する設置基準(実践的な職業教育重視) ●国による設置認可 ●大学等による自己点検評価、教育研究活動等の状況に関する情報公表 ●認証評価機関による第三者評価(機関別評価及び分野別評価)	●弾力的な設置基準 ●都道府県による設置認可 ●学校による自己評価(大学と同等の項目での自己点検評価)、外部の識見を有する者による評価(努力義務) - 学校関係者評価(努力義務)、学校運営の状況に関する情報提供 ※下線部分は、改正学校教育法施行(R8.4.1)以降
入学 者選 抜	●学力の3要素を踏まえつつ、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に判定		●個々の専門学校において、それぞれの目的に応じて選抜実施

国立大学の系統別分布図



出典：国立大学協会「国立大学法人 基礎資料集」(2024年3月31日)
元データ：国立大学協会「一般社団法人 国立大学協会 概要'23(会員名簿)」、
大学改革支援・学位授与機構「国立大学法人の財務」より国立大学協会事務局作成

第4期中期目標期間における国立大学等のグループ分け

グループ1 (28大学)	主として、地域に貢献する取組とともに、専門分野の特性に配慮しつつ、強み・特色のある分野で世界・全国的な教育研究を推進する取組を中核とする国立大学のうち、附属病院を有する国立大学	旭川医科大学、弘前大学、秋田大学、山形大学、群馬大学、新潟大学、富山大学、福井大学、山梨大学、信州大学、岐阜大学、浜松医科大学、三重大学、滋賀医科大学、鳥取大学、島根大学、山口大学、徳島大学、香川大学、愛媛大学、高知大学、佐賀大学、長崎大学、熊本大学、大分大学、宮崎大学、鹿児島大学、琉球大学
グループ2 (27大学)	主として、地域に貢献する取組とともに、専門分野の特性に配慮しつつ、強み・特色のある分野で世界・全国的な教育研究を推進する取組を中核とする国立大学のうち、附属病院を有しない国立大学	北海道教育大学、室蘭工業大学、小樽商科大学、帯広畜産大学、北見工業大学、岩手大学、宮城教育大学、福島大学、茨城大学、宇都宮大学、埼玉大学、横浜国立大学、長岡技術科学大学、上越教育大学、静岡大学、愛知教育大学、名古屋工業大学、豊橋技術科学大学、滋賀大学、京都教育大学、京都工芸繊維大学、大阪教育大学、兵庫教育大学、奈良教育大学、和歌山大学、鳴門教育大学、福岡教育大学
グループ3 (14大学)	主として、専門分野の特性に配慮しつつ、強み・特色のある分野で地域というより世界・全国的な教育研究を推進する取組を中核とする国立大学	筑波技術大学、東京外国語大学、東京学芸大学、東京芸術大学、東京海洋大学、お茶の水女子大学、電気通信大学、奈良女子大学、九州工業大学、鹿屋体育大学、政策研究大学院大学、総合研究大学院大学、北陸先端科学技術大学院大学、奈良先端科学技術大学院大学
グループ4 (10大学)	主として、卓越した成果を創出している海外大学と伍して、全学的に卓越した教育研究、社会実装を推進する取組を中核とする国立大学のうち、指定国立大学	東北大学、筑波大学、東京大学、東京医科歯科大学、東京工業大学、一橋大学、名古屋大学、京都大学、大阪大学、九州大学
グループ5 (7大学)	主として、卓越した成果を創出している海外大学と伍して、全学的に卓越した教育研究、社会実装を推進する取組を中核とする国立大学	北海道大学、千葉大学、東京農工大学、金沢大学、神戸大学、岡山大学、広島大学
グループ6 (4機構)	研究基盤の共同利用や、大学の枠を越えたネットワーク化を推進する大学共同利用機関	人間文化研究機構、自然科学研究機構、高エネルギー加速器研究機構、情報・システム研究機構

公立大学の設置(平成以降)

・平成以降、看護等医療系をはじめとして、地域ニーズを踏まえた公立大学が設置された。平成21年以降は私立大学の公立化も進んだ。

年度	大 学 名	年度	大 学 名
H2	富山県立大学、奈良県立大学	H20	長崎県立大学※
H4	福井県立大学、福岡県立大学	H21	千葉県立保健医療大学、愛知県立大学※、新潟県立大学、 高知工科大学
H5	青森公立大学、会津大学、岡山県立大学、宮崎公立大学	H22	静岡文化芸術大学 、新見公立大学、 名桜大学
H6	広島市立大学	H23	福山市立大学
H7	茨城県立医療大学、長野県看護大学、滋賀県立大学	H24	公立鳥取環境大学
H8	神戸市看護大学	H25	秋田公立美術大学
H9	宮城大学、前橋工科大学、三重県立看護大学、宮崎県立看護大学	H26	山形県立米沢栄養大学、 長岡造形大学 、敦賀市立看護大学
H10	岩手県立大学、大分県立看護科学大学	H28	福知山公立大学 、 山陽小野田市立山口東京理科大学
H11	青森県立保健大学、秋田県立大学、埼玉県立大学、沖縄県立看護大学	H29	長野大学
H12	公立はこだて未来大学、山形県立保健医療大学、石川県立看護大学、岐阜県立看護大学、島根県立大学	H30	公立諏訪東京理科大学 、長野県立大学、公立小松大学
H13	情報科学芸術大学院大学、尾道市立大学	H31	公立千歳科学技術大学
H14	新潟県立看護大学	R2	静岡県立農林環境専門職大学
H15	神奈川県立保健福祉大学	R3	三条市立大学、静岡社会健康医学大学院大学、芸術文化観光専門職大学、叡啓大学
H16	国際教養大学、兵庫県立大学※、香川県立保健医療大学、愛媛県立医療技術大学	R4	川崎市立看護大学、大阪公立大学※、 周南公立大学
H17	群馬県立県民健康科学大学、東京都立大学※、山梨県立大学※、石川県立大学、県立広島大学※	R5	旭川市立大学
H18	名寄市立大学、札幌市立大学、東京都立産業技術大学院大学	R6	東北農林専門職大学

※ 統合した大学 赤字は私立大学を公立大学化した大学

設置自治体の種別の大学設置状況(令和5年度)

青字＝医歯学部を有する 9 赤字＝学校法人の設置者変更 12 緑字＝専門職大学 2 下線を付した大学＝自治体直営 9

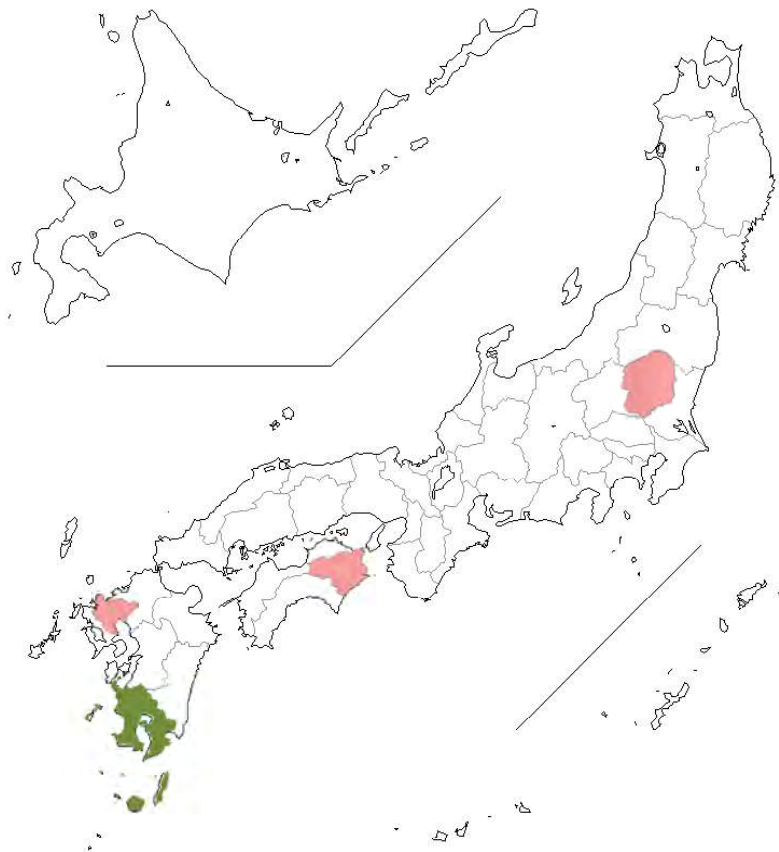
		都道府県 43/47	政令市 9/20	中核市等 12/84	一般市 17/687
総合大学	5学部以上かつ学生定員4,000名以上	東京都立、 大阪公立(府市共同) 、兵庫県立	横浜市立 、 名古屋市立 、 大阪公立(再掲) 、北九州市立		
	複数分野の学部を有する大学	岩手県立、秋田県立、宮城、新潟県立、山梨県立、長野県立、富山県立、福井県立、静岡県立、 静岡文化芸術 、愛知県立、滋賀県立、京都府立、 公立鳥取環境(県市共同) 、島根県立、岡山県立、県立広島、山口県立、高知県立、 高知工科 、福岡県立、長崎県立、熊本県立 (23大学)	札幌市立、広島市立	旭川市立 、 公立鳥取環境(再掲) 、福山市立	長野 、公立小松、 福知山公立 、尾道市立、 山陽小野田市立山口東京理科 、 周南公立 、 名桜(組合立) (8大学)
単科大学	看護系以外	札幌医科 、国際教養、山形県立米沢栄養、 福島県立医科 、会津、群馬県立女子、東京都立産業技術大学院、石川県立、 静岡県立農林環境専門職 、静岡社会健康医学大学院、 情報科学芸術大学院 、愛知県立芸術、 京都府立医科 、 奈良県立医科 、奈良県立、 和歌山県立医科 、 芸術文化観光専門職 、叡啓、 九州歯科 、福岡女子、沖縄県立芸術 (21大学)	京都市立芸術、神戸市外国語	公立はこだて未来(広域連合)、青森公立、秋田公立美術、高崎経済、前橋工科、 長岡造形 、金沢美術工芸、 岐阜薬科 、下関市立、宮崎公立 (10大学)	釧路公立(組合立)、 公立千歳科学技術 、三条市立、都留文科、 公立諏訪東京理科(組合立・3市) 、(5大学)
	看護系 看護医療系の単科大学	青森県立保健、山形県立保健医療、茨城県立医療、群馬県立県民健康科学、埼玉県立、千葉県立保健医療、神奈川県立保健福祉、新潟県立看護、 長野県看護 、石川県立看護、岐阜県立看護、三重県立看護、 香川県立保健医療 、愛媛県立医療技術、大分県立看護科学、宮崎県立看護、沖縄県立看護(17大学)	川崎市立看護 神戸市看護		名寄市立、敦賀市立看護、新見公立

大学の区分はあくまでも参考。事務組合等立については、組合を構成する町、村も関与する自治体となるが本表では省略している。

(出典)公立大学協会作成

公立大学・公立短期大学の未設置状況(令和5年度)

- 公立大学・公立短期大学が設置されていない都道府県：栃木県、徳島県、佐賀県
- 公立大学が設置されていない都道府県：栃木県、徳島県、佐賀県、鹿児島県



私立大学の公立大学化

少子高齢化が進む中で地方の中小規模の私立大学の経営は厳しくなっており、近年、私立大学が公立大学化する事例が見られる。経済財政諮問会議においても私立大学の公立化に際しての経営の見通し等の「見える化」について指摘されたことから、文部科学省では総務省と連携し、影響分析及び公立化効果に関するデータを公表している。

1. 私立大学の公立大学化の現状

平成21年度から令和6年度までに公立大学は77校から101校に増加。うち12校が私大の公立大学化によるもの。

平成21年4月	高知工科大学（高知県）
平成22年4月	静岡文化芸術大学（静岡県）、 名城大学（沖縄：北部広域市町村圏組合）
平成24年4月	公立鳥取環境大学（鳥取県・鳥取市） ※旧 鳥取環境大学
平成26年4月	長岡造形大学（長岡市）
平成28年4月	山陽小野田市立山口東京理科大学（山陽小野田市） ※旧 山口東京理科大学 福知山公立大学（福知山市）※旧 成美大学
平成29年4月	長野大学（上田市）
平成30年4月	公立諏訪東京理科大学（諏訪広域公立大学事務組合） ※旧 諏訪東京理科大学
平成31年4月	公立千歳科学技術大学（千歳市） ※旧 千歳科学技術大学
令和4年4月	周南公立大学（周南市） ※旧 徳山大学
令和5年4月	旭川市立大学（旭川市） ※旧 旭川大学

※私立大学から公立大学化する場合の手続き

- ①設置者変更の認可（学校教育法4条）文部科学大臣
- ②学校法人の寄附行為変更の認可（私立学校法第45条）又は学校法人の解散の認可（私立学校法第50条）文部科学大臣
- ③公立大学法人の設立の認可（地方独立行政法第7条、第80条）都道府県及び政令市の場合は総務大臣と文部科学大臣、それ以外の場合は都道府県知事

2. 経済財政諮問会議等での指摘と対応

◆経済財政諮問会議「経済・財政計画改革工程表」（H29年12月20日）

今後私立大学から公立化する大学について、見込まれる経営見通しや設立団体の財政負担を見る化

◆骨太の方針（H30年6月15日閣議決定）

私立大学の公立化が真に地域に貢献する大学改革に資するよう財政支援等の徹底した見える化、教育効果に応じたメリハリ付けに向け、文科省、総務省が地方自治体との連携を強化する。

（対応）

総務省と連携し私立大学の公立化に際しての影響分析及び公立化効果に関するデータを両省及び各大学、自治体のホームページにて公表。（平成31年1月～）

＜公表する指標＞

○公立化効果に関する指標

- ・入学志願倍率、地域内入学率
- ・入学／収容定員充足率
- ・就職率 等

○経営見通し（収益性）に関する指標

- ・自己収入率（自己収入／収入）
- ・設立団体の地域住民一人当たりの負担額等

公私協力大学(公設民営大学を含む)

大学設置審議会大学設置計画分科会「昭和61年度(1986年)以降の高等教育の計画的整備について」(昭和59年6月6日)(抄)

V. 計画期間中の高等教育の整備の方向と内容、

3. 高等教育機関の地域配置の在り方

(3) 国、地方公共団体、学校法人の協力方式による高等教育機関の整備

大学、短期大学の地域配置の適正化は、徐々に進行してきているが、地方における整備に関しては、国立の大学、短期大学についてある程度進んだものの、私学については立地条件の問題等もあって十分には進まず、全体として、なお、その進展は不十分な状況にある。

今後、地方における高等教育機関の整備を図っていくためには、国、地方公共団体、学校法人の間の協力が重要と考えられるが、その協力方式として次のようなものが考えられる。

ア 公私協力方式

地方の要望に適切に応じた高等教育機関を設置・運営する場合には、地方公共団体と学校法人の協力によって設置・運営する場合には、地方公共団体と学校法人の協力によって設置・運営することが一つの適切な方法と考えられる。この場合、設置形態は私立大学であるが、次のような協力方式による設置・運営が考えられる。

① 地方公共団体が土地、校舎等の建物及び設備の一部を現物又は資金で準備する。

② 地方公共団体は、学校法人に対し、経常費の一部を補助する。

◆公私協力大学の新設数の推移

	1985年以前	1986～95年	1996～2005年	2006～2009年
新設私立大学数	122	83	132	37
うち、公私協力方式	6(5%)	37(45%)	51(39%)	11(30%)

【出典】船戸高樹(2010)「厳しさを増す「公私協力方式大学」問われる存在意義—上—」『アルカディア学報』(教育学術新聞掲載コラム)No.402を基に、文部科学省作成。

◆公設民営大学

地方公共団体が主体となって大学設置を計画し、設置経費のすべてを公費で賄った私立大学(※)。

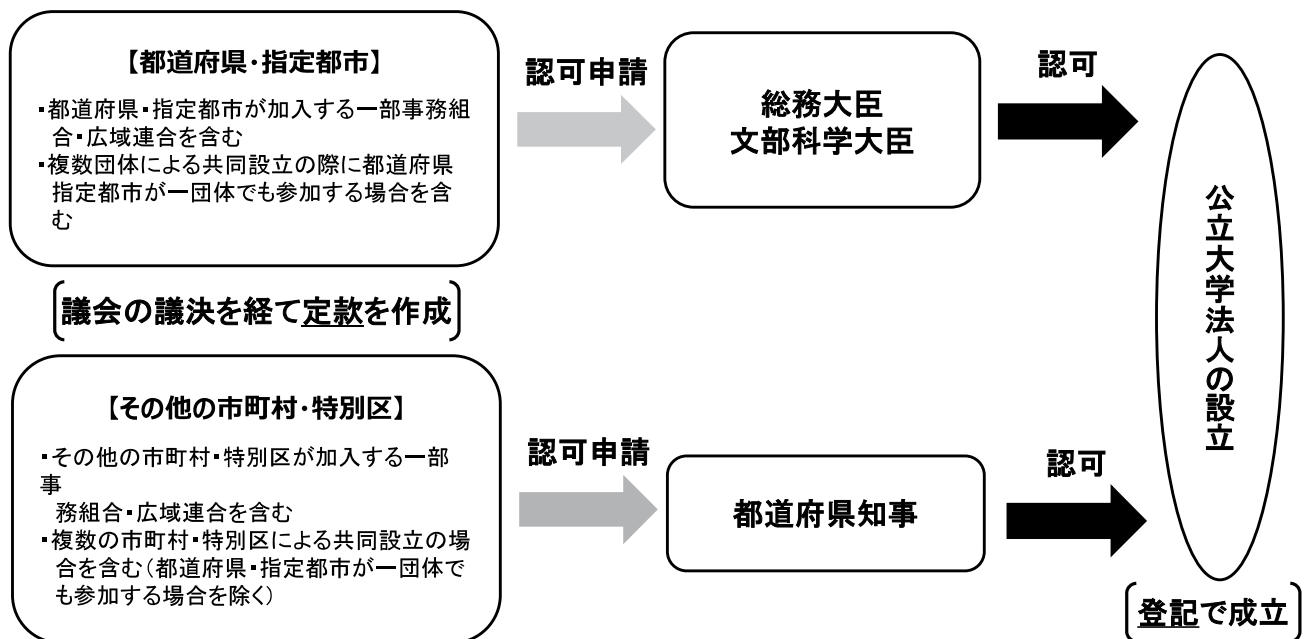
大学名	東北芸術工科大学	東北公益文科大学	長岡造形大学	静岡文化芸術大学	鳥取環境大学	高知工科大学	名桜大学
開学年 (公立化年)	1992年	2001年	1994年 (2014年)	2000年 (2010年)	2001年 (2012年)	1997年 (2009年)	1994年 (2010年)
公立大学になかった理由	公立大学は大学として望ましくない	公立大学は大学として望ましくない	旧自治省の基準により不可能／公立大学は大学として望ましくない	既存県立大学に対する批判的評価	公立大学案→私学誘致案→失敗	旧自治省の方針により2つの県立大をもてない	旧自治省の基準により不可能／公立大学は維持費がかかる

【出典】高橋寛人(2004)「公設民営大学設立事情」東信堂を基に、文部科学省作成。
※公設民営大学の明確な定義はないが、上記出典に掲載されている大学から寄付金等が設置費用に含まれる大学を除いて整理。

公立大学法人の設立までの主な手続

地方独立行政法人法上の手続

← 法人としての適切な業務運営を確保(教育研究の特性への配慮を含む)するため定款を策定し認可を得る必要



■ 定款には「役員の定数・任期等」「業務の範囲及びその執行」「資本金、出資及び資産」等を記載

■ 定款の他、「出資財産」「重要財産」「入学検定料、入学料、授業料」「中期目標」等について議会の議決や審議が行われる。

時代と社会の変化を乗り越えるレジリエントな私立大学等への転換支援パッケージ

- ✓ 令和6年度～令和10年度の5年間で「集中改革期間」と位置づけ、従来の取組に加え、経営改革に対する継続的な財政支援を創設するとともに、文部科学省・私学事業団による「私学経営DX」を通じた「アウトリーチ型支援」をスタート。
- ✓ 各私立大学・短大・高専が、将来を見据えたチャレンジや経営判断をはじめとした意欲的な経営改革を行えるよう強力に後押し。
※令和8年度以降、一定の基準に該当する場合、経営改革計画の策定を求め、経営の健全性の確保を図る。

新規

1. 少子化時代を支える新たな私立大学等の経営改革支援（令和6年度予算額 20億円）

少子化を乗り越えるレジリエントな私学への構造転換を図るため、日本の未来を支える人材育成を担う新たな私立大学等のあり方を提起し、将来を見据えたチャレンジや経営判断を自ら行う「経営改革計画」の実現を図るとともに、その知見やノウハウの普及・展開を図る取組について、原則5年間で、継続的に支援する。
※ 複数年の将来計画を有識者が審査・選定。選定大学等に対し、文部科学省・私学事業団・有識者によるフォローアップ・支援体制を整備。

メニュー1

少子化時代をキラリと光る教育力で乗り越える、
私立大学等戦略的経営改革支援
※ 45校 × 1,000万円～2,500万円程度 + 一般補助における増額

メニュー2

複数大学等の連携による機能の共同化・高度化を通じた
経営改革支援
※ 5グループ × 3,500万円程度

社会・地域等の将来ビジョンを見据え、自治体や産業界等と緊密に連携しつつ、社会・地域等の未来に不可欠な専門人材の育成を担う事を目的とし、教育・研究面の構造的な転換や資源の集中等による機能強化を図ること等により、未来を支える人材育成機能強化に向けた経営改革を行う、キラリと光る大学/短大/高専（中・小規模中心）を支援。

新規

2. 「私学経営DX」の推進（令和6年度予算額 1億円）

主体的な経営判断や「アウトリーチ型支援」の基盤として、各種データや知見・ノウハウをフル活用するためのシステム構築などを推進。

- ① 社会・地域のニーズ・動向、自身の教育研究や財務・経営状況等の客観的な分析を踏まえた、改革・改善の機を失わない主体的な経営判断
- ② より客観的な経営診断を踏まえた、文部科学省・私学事業団による「アウトリーチ型支援」（連携・統合等を希望する学校法人への経営相談の充実、潜在的な個別ニーズを踏まえたマッチング支援など）

特に学校運営面において、複数の大学等が強固な連携関係を構築することで、効果的・効率的な大学運営を実現し、機能の共同化・高度化を図る経営改革を支援。

※ 本事業で得た知見を活用しつつ、各学校法人・大学が共同利用できる共通的なプラットフォームの在り方を検討。

新規

3. 成長分野等への組織転換促進のための支援（令和6年度予算額 一般補助 2,772億円の内数）

成長分野等への組織転換を促進するため、理工農系学部等について、一定の条件のもと、学部等設置以降、完成年度を迎えるまでの設置計画履行期間中に必要な経常的経費について支援する。
※ 集中改革期間中の時限的な措置

新規

4. 定員規模適正化に係る経営判断を支えるための支援（令和6年度予算額 一般補助 2,772億円の内数）

定員規模適正化に係る経営判断を支えるため、経営改善計画に位置付けた上で、運営面・教育面において一定の要件を満たす場合に限り、学生募集停止を行った学部等の継続的な教育研究活動を支援する。
※ 集中改革期間中の時限的な措置

継続

5. 私立大学等改革総合支援事業（令和6年度予算額 112億円(前年同額)）

自らの特色・強みを活かした改革に全学的・組織的に取り組む大学等を支援。

- ※ ① 特色ある教育の展開、② 高度な研究の展開、③ 地域社会の発展への貢献、④ 社会実装の推進 の4タイプを設定（複数タイプの選定可）
- ※ 各タイプ50～100件程度 × 約1,100万円～2,600万円 + 一般補助における増額
- ※ 毎年度、各タイプごとの特色を踏まえ、客観的・定量的に把握可能な、改革に係る総合的な体制整備等の状況を事後的に評価し、選定。

- 令和6年度からの5年間で「集中改革期間」とし、時代・社会の変化を乗り越えるレジリエントな私立大学へ構造転換。
- ・ 各私立大学がとるべき、「①チャレンジ」「②連携・統合」「③縮小・撤退」の3つの方向性に係る施策を実施。
- ・ これらを支える「私学経営DX」を通じた、文科省・私学事業団による「アウトリーチ型支援」をスタート。

各学校法人・私立大学

1 チャレンジ

将来を見据えたチャレンジをはじめとした意欲的な経営改革を行えるよう強力に後押し

- ◆ 「少子化時代をキラリと光る教育力で乗り越える、戦略的経営改革支援」(R6新規)
- ◆ 「成長分野等への組織転換促進のための支援」(R6新規)
- ◆ 「個人寄附に係る税額控除要件の見直し」(R6新規)
- ◆ 上記のほか、「私立大学等改革総合支援事業」等を通じ、改革やチャレンジに取り組む大学等を支援
- ※ R7開設に係る申請から、設置認可における学生確保審査を厳格化
- 《今後検討を要する観点》
- ※ 経営基盤の確立の観点から、認可審査の厳格化の在り方

2 連携・統合

機能の共同化・高度化による効果的・効率的な大学運営により、各大学が「強み」や「特色」を発揮

- ◆ 「複数大学等の連携による機能の共同化・高度化を通じた経営改革支援」(R6新規)
- 《今後検討を要する観点》
- ※ 各法人・大学が共同利用できる共通的なプラットフォームの在り方
- ◆ 連携・統合等を希望する学校法人への経営相談の充実、潜在的な個別ニーズを踏まえたマッチング支援（文科省・私学事業団による「アウトリーチ型支援」）
- 《今後検討を要する観点》
- ※ 定員充足率が低い財務状況が厳しい大学・学部等を統合した場合に、制度面・財政面・経営指導等で不利益を被らないような特例措置の在り方

3 縮小・撤退

現有リソースの配分最適化等による教育研究活動の効果的・効率的な展開

- ◆ 学生募集停止を行った学部等の継続的な教育研究活動を支援 (R6新規)
- ◆ 早期の経営判断を促す指導強化
- 《今後検討を要する観点》
- ※ 学部等の開設後に定員未充足や不採算の状態が継続する場合、規模縮小や撤退に係る指導の強化の在り方
- ※ 学校法人が解散する場合の残余財産の帰属についての要件緩和の在り方

1～3を支える経営健全性の確保支援

学生保護等の観点から、急激な経営状況の悪化を避けるため、経営の健全性の確保を支援

- ◆ 定員規模適正化等による経営の健全性の確保を促進（定員充足率による増額・減額措置など）
- ※ R8以降、定員充足率や経営状況等が一定基準に該当する場合、「経営改革計画」の策定を求め、経営の健全性の確保を図る（R11以降、「経営改革計画」の進捗状況を踏まえた、私立大学等経常費補助金の配分を実施）
- ◆ 「私学経営DX」の推進（データ、知見・ノウハウをフル活用するためのシステム構築）(R6新規)
- ・ 客観的な経営診断を踏まえた、文科省・私学事業団による「アウトリーチ型支援」
- ・ 社会・地域のニーズ・動向、自身の教育研究や財務・経営状況等の客観的な分析を踏まえた、改革・改善の機を失わない主体的な経営判断